諮問庁：厚生労働大臣
諮問日：令和５年８月３１日（令和５年（行情）諮問第７６５号）
答申日：令和８年１１月１１日（令和８年度（行情）答申第７７１号）
事件名：新型コロナウイルス感染症のワクチン広報プロジェクト業務に係る委託契約に基づいて特定会社が外部有識者とアドバイザリー契約を締結したことに関しその選定について厚生労働省と協議した際の資料等の不開示決定（不存在）に関する件

答　申　書

第１　審査会の結論

別紙の１に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、別紙の２に掲げる文書を特定し、更に該当するものがあれば、これを特定し、改めて開示決定等をすべきである。

第２　審査請求人の主張の要旨

１　審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）３条の規定に基づく開示請求に対し、令和５年４月１０日付け厚生労働省発健０４１０第２号により厚生労働大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

２　審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由の要旨は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。なお、参考資料は省略する。

（１）審査請求書

ア　本件では、特定会社が、令和３年特定月日に入札公告がなされた、「新型コロナウイルス感染のワクチン広報プロジェクト」（以下「本件プロジェクト」という。）において、「『ワクチンの知見を有する外部有識者』とアドバイザリー契約を締結したことに関し、外部有識者の選定について厚生労働省と協議した際の資料、外部有識者の氏名・団体名がわかる資料、外部有識者とのアドバイザリー契約書、その他の本プロジェクトに基づいてアドバイザリー契約を締結した外部有識者に関する資料一式」について、「事務処理上作成又は取得した事実はなく、実際に保有していない」として、不開示になっている。

しかしながら、以下の理由から、厚生労働省は本件対象文書を保有している。

イ　本件プロジェクトの仕様書（２頁）には、落札者の業務として、「情報発信コンテンツの原案を作成する際は科学的知見が必須であることから、令和３年７月までに行った事業の実施内容を踏まえ、厚生労働省と協議の上、ワクチンの知見を有する外部有識者とのアドバイザリー契約を結んで連携すること。」とある。

そのため、「外部有識者」は厚生労働省と協議して選定されているのであって、厚生労働省が外部有識者に関する資料を保有しているはずである。

また、同仕様書には、「外部有識者」が「新型コロナウイルスワクチンＱ＆Ａ特設サイトのコンテンツに関するアドバイスを行うこと（３頁）や、新型コロナワクチンに関するメディアへの申し入れ（書面または面談）、メディアに提出する資料作成を支援する（４頁）旨、記載がある。

したがって、このような「外部有識者」の活動に関する資料も、本件対象文書として開示されるべきである。

ウ　以上のことから、厚生労働省が本件対象文書を保有していることは明白であり、早急に本件対象文書は開示されるべきである。

（２）意見書

ア　諮問庁が該当の文書を保有していること

（ア）本件は、本件対象文書について、情報公開請求を行うものである（以下「本件開示請求」という。）。

本件プロジェクトの契約書（参考資料１。以下「本件契約書」という。）の別添仕様書の２頁、「（１）プロジェクト全体の管理・戦略的広報支援」には、「情報発信コンテンツの原案を作成する際は科学的知見が必須であることから、令和３年７月までに行った事業の実施内容を踏まえ、厚生労働省と協議の上、ワクチンの知見を有する外部有識者とのアドバイザリー契約を結んで連携すること。」と記載されている。

そのため、審査請求人は、本件開示請求において、本件対象文書について、情報公開を求めた。

これに対し諮問庁は、厚生労働省が本件対象文書を取得したのは、特定会社から報告書が提出された本件プロジェクト終了時（令和４年３月３１日）であり、本件開示請求があった令和４年３月９日時点では本件対象文書を保有していない旨、主張する。

しかしながら、以下で詳述するとおり、厚生労働省が、本件プロジェクトの実施期間中（令和３年７月２６日から令和４年３月３１

日）に本件対象文書を保有していたことは明白である。

（イ）「外部有識者」選定の経緯

a　本件契約書（参考資料１）の別添仕様書２頁、「５．事業内容（１）プロジェクト全体の管理・戦略的広報支援」には、「外部有識者」の選定について、「令和３年７月までに行った事業の実施内容を踏まえ、厚生労働省と協議の上、ワクチンの知見を有する外部有識者とのアドバイザリー契約を結んで連携すること。」と記載されている。

この記載から、本件プロジェクトが開始された令和３年７月２６日頃、厚生労働省と特定会社との協議に基づいて、「外部有識者」は選定されたのであり、この時点で、厚生労働省は「外部有識者」の氏名・団体名等、選定のための資料を有しているはずである。

b　具体的には、上述のとおり「外部有識者」は、「令和３年７月までに行った事業の実施内容を踏まえ」選定されることになっており、厚生労働省は、「外部有識者」選定のため、「令和３年７月までに行った事業の実施内容」をまとめた報告書等を保有しているはずである。

すなわち、本件プロジェクト以前にも、令和３年２月１６日付け契約書（参考資料２、実施期間：令和３年２月１６日から同年３月３１日〔以下「広報プロジェクト①」という。〕）及び令和３年４月１日付け契約書（参考資料３、実施期間：令和３年４月１日から同年７月３１日〔以下「広報プロジェクト②」という。〕の２度にわたって、新型コロナワクチンに関する広報プロジェクトは実施されている（別紙参照）。

なお、これらの広報プロジェクトは全て、特定会社が契約者である。

そして、広報プロジェクト①の契約書（参考資料２）の別添仕様書には次の記載がある。

「情報発信コンテンツの原案を作成する際は科学的知見が必須であることから、ワクチンの知見を有する外部有識者（医療系インフルエンサー）を選定し、厚生労働省と協議の上アドバイザリー契約を結び連携すること。」（参考資料２の別添仕様書２頁、「５．事業内容（１）プロジェクト全体の管理・戦略的広報支援」５段落目）。

また、広報プロジェクト②の契約書（参考資料３）の別添仕様書にも、次のとおり記載されており、広報プロジェクト①と同様に、「外部有識者」が選定されている。

「Ｑ＆Ａ特設サイトに掲載するコンテンツの原案を作成する際は、科学的知見が必須であることから、ワクチンの知見を有する外部有識者とアドバイザリー契約を結び連携すること。」（参考資料３の別添仕様書２頁、「５．事業内容（１）プロジェクト全体の管理・戦略的広報支援」５段落目）

したがって、本件広報プロジェクト①・②においても「ワクチンの知見を有する外部有識者」が選定され、「外部有識者」はＱ＆Ａ特設サイトのコンテンツ作成等に従事している（参考資料２・３の別添仕様書３頁、「（２）新型コロナウイルスワクチンＱ＆Ａ特設サイトに関する運用支援」）。

ｃ　以上のことから、厚生労働省は、本件プロジェクトにおいて「外部有識者」を選定するために資する、広報プロジェクト①・②の「外部有識者」の氏名やアドバイザリー契約の内容、「外部有識者」が作成した原稿案等資料を保有しているはずである（保有していないとすると、仮に特定会社以外の業者が本件プロジェクトを落札した場合に、「外部有識者」の選定が不可能となる。）。

そして、「外部有識者」は、「令和３年７月までに行った事業の実施内容を踏まえ」選定されることから、本件プロジェクトで選定された「外部有識者」も広報プロジェクト①・②と同一の人物である。

そのため、広報プロジェクト①・②における「外部有識者」の活動に関する資料は、本件プロジェクトにおける「外部有識者」選定のための資料として、本件対象文書に含まれる。

また、「外部有識者」とアドバイザリー契約を締結する際には、再委託の場合に準じ（本件契約書の別添仕様書７頁、「８．再委託（２）再委託の承認に係る手続等」）、「『外部有識者』が業務を履行する能力」等を説明する「アドバイザリー契約締結の承認申請書」が特定会社から厚生労働省に提出されていると考えられ、このような「外部有識者」を承認する際の資料も本件対象文書に含まれる。

上述の経緯から、「外部有識者」に関する資料を厚生労働省が保有していることは明らかである。

イ　結語

以上のことから、本件開示請求時点において、厚生労働省が、「外部有識者の選定について厚生労働省と協議した際の資料、外部有識者の氏名・団体名がわかる資料、外部有識者とのアドバイザリー契約書、その他の本件契約に基づいてアドバイザリー契約を締結した

外部有識者に関する資料一式」を保有していることは疑いようがない。

それにも関わらず、本件プロジェクト終了時の令和４年３月３１日時点に報告書が提出されるまで、本件対象文書を保有した事実はないと主張する諮問庁の態度は許されるものではない。

よって、諮問庁の原処分は違法なものであって、本件対象文書は早急に開示されなくてはならない。

第３　諮問庁の説明の要旨

１　本件審査請求の経緯

（１）審査請求人は、開示請求者として、令和４年３月７日付け（同月９日受付）で、処分庁に対して、法３条の規定に基づき、本件対象文書に係る開示請求を行った。

（２）これに対して、処分庁が令和５年４月１０日付け厚生労働省発健０４１０第２号により原処分を行ったところ、審査請求人は、これを不服として、同年５月１７日付け（同月１８日受付）で本件審査請求を提起したものである。

２　諮問庁としての考え方

本件審査請求について、原処分は妥当であり、棄却すべきである。

３　理由

（１）原処分の妥当性について

本件開示請求に係る行政文書は、「『新型コロナウイルス感染症のワクチン広報プロジェクト』業務一式」に関する委託契約に基づいて、受託者である特定会社がアドバイザリー契約を締結した「ワクチンの知見を有する外部有識者」についての、外部有識者の選定について厚生労働省と協議した際の資料、外部有識者の氏名・団体名がわかる資料、外部有識者とのアドバイザリー契約書等である。処分庁は、厚生労働省健康局予防接種担当参事官室において対象となる行政文書を探索し、事務処理上作成又は取得した事実はなく、当該文書を保有していないことを確認した。

諮問庁として、改めて確認したところ、本件開示請求は本件委託契約の仕様書に定める事業内容に関わるものと考えられるところ、当該事業は特定会社が実施するものであり、取りまとめた成果物は令和４年３月３１日までに提出することとされており、本件開示請求がなされた令和４年３月９日時点において、厚生労働省は当該成果物を取得しておらず対象となる行政文書は存在しなかった。

（２）審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書において、厚生労働省が本件対象文書を保有していることは明白であり、早急に本件対象文書は開示されるべきで

ある旨を主張するが、開示請求に係る行政文書を保有していないことについては上記（１）で述べたとおりであり、その主張は失当である。

４　結論

よって、本件審査請求については、原処分は妥当であるから、棄却すべきである。

第４　調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

①　令和５年８月３１日　　諮問の受理
②　同日　　諮問庁から理由説明書を収受
③　同年９月２９日　　審査請求人から意見書及び資料を収受
④　令和６年９月１９日　　審議
⑤　令和８年９月１４日　　委員の交代に伴う所要の手続の実施及び審議
⑥　同年１１月４日　　審議

第５　審査会の判断の理由

１　本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、これを保有していないとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消しを求めているところ、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

２　本件対象文書の保有の有無について

（１）審査請求人は、（ⅰ）本件プロジェクトの仕様書においては、「令和３年７月までに行った事業の実施内容を踏まえ、厚生労働省と協議の上、ワクチンの知見を有する外部有識者とのアドバイザリー契約を結んで連携すること」とあり、外部有識者は厚生労働省と協議して選定されているのであって、厚生労働省は外部有識者に関する資料を保有しているはずである、（ⅱ）外部有識者とアドバイザリー契約を締結する際には、再委託の場合に準じ、「アドバイザリー契約締結の承認申請書」が特定会社から厚生労働省に提出されていると考えられ、このような外部有識者を承認する際の資料も対象に含まれる、（ⅲ）本件プロジェクト以前に実施された広報プロジェクトにおける外部有識者の活動に関する資料（外部有識者が作成した原稿等）は、本件プロジェクトにおける外部有識者選定のための資料として、本件対象文書に含まれる、（ⅳ）また、仕様書には、外部有識者が新型コロナワクチンＱ＆Ａ特設サイトのコンテンツに関するアドバイスを行うことや、新型コロナワクチンに関するメディアへの申入れ、メディアに提出する資料作成を支援することに係る記載があり、このような外部有識者の活動に関する資料も開示される

べきである等と主張する。

当審査会において、本件契約に関する仕様書を確認したところ、審査請求人の主張するように、外部有識者とのアドバイザリー契約締結に関する記載や、外部有識者からのアドバイス・支援に関する記載が認められる。

（２）当審査会事務局職員をして、本件対象文書を保有していないとする理由について、諮問庁に対して確認させたところ、おおむね以下のとおり説明する。

ア　外部有識者の選定については、別委託事業案件における外部有識者選定資料（別紙の２の「新型コロナウイルス感染症　ワクチン広報プロジェクト」有識者（監修者））を踏まえ、別委託事業案件で選定した外部有識者と同じ有識者とアドバイザリー契約を締結する予定であるとして特定会社と電話連絡により協議している。そのほかに「外部有識者の選定について厚生労働省と協議した際の資料」は存在しない。

イ　上記アの別委託事業案件における外部有識者選定資料は、別委託事業における外部有識者選定の際に特定会社から厚生労働省に提出されたものであり、本件開示請求時点で既に厚生労働省において保有している。

当該資料は、特定会社が本件プロジェクトにおいてアドバイザリー契約を締結する外部有識者の候補者を例示的に挙げたものと位置付けられるものであり、上記アの協議後に特定会社において実際に選定され、特定会社から厚生労働省に令和４年３月３１日に提出された「委託業務完了報告書」に氏名等の記載がある外部有識者とは一部異なることから、本件において開示を求められている「外部有識者の氏名・団体名がわかる資料」には該当しない。

ウ　特定会社が外部有識者と締結するアドバイザリー契約の契約書は、厚生労働省と特定会社の委託契約においても厚生労働省に提出することとされておらず、実際に提出されていないことから、厚生労働省において保有していない。また、同様に、厚生労働省と特定会社の委託契約において、アドバイザリー契約の締結に当たって厚生労働省の承認を得ることとされておらず、実際に承認申請書は提出されていないことから、厚生労働省において外部有識者を承認する際の資料を保有していない。

エ　本件プロジェクト以前に実施された広報プロジェクトにおける外部有識者の活動に関する資料（外部有識者が作成した原稿等）や外部有識者が新型コロナワクチンＱ＆Ａ特設サイトのコンテンツに関するアドバイスを行うこと等の本件プロジェクトにおける外部有識者の活動に関する資料は、特定会社と外部有識者との間のアドバイザリー契約

に基づき、外部有識者が特定会社の業務を補助する過程で作成又は提供した知見等を踏まえて掲載された可能性があるものと承知している。そのため、当該資料は、特定会社において管理されているものであり、厚生労働省は当該資料等の提出を受けていない。

その上で、外部有識者が作成した資料等が存在するとしても、厚生労働省と特定会社との委託契約においては、当該資料の提出義務を定めておらず、また、厚生労働省が特定会社に対して、その提出を求めることができる根拠も確認できなかった。

このため、当該資料等は厚生労働省において保有していない。

（３）当審査会において、諮問庁から提示を受け、別紙の２の文書及び「委託業務完了報告書」を確認したところ、「委託業務完了報告書」に記載された外部有識者のうちの一部の有識者については、別紙の２に氏名・団体名が記載されていることが認められる。そうすると、別紙の２の文書は、その一部であっても「外部有識者の氏名・団体名がわかる資料」に該当するといわざるを得ない。また、上記（２）アの諮問庁の説明を踏まえれば、別紙の２の文書は、「外部有識者の選定について厚生労働省と協議した際の資料」にも該当するといわざるを得ない。

したがって、厚生労働省は、本件対象文書に該当する文書として、別紙の２に掲げる文書を保有していると認められるので、これを特定し、調査の上、更に本件対象文書に該当するものがあれば、これを特定し、改めて開示決定等をすべきである。

３　審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

４　付言

処分庁は、令和４年３月７日付け（同月９日受付）の開示請求に対して、法１０条２項を適用して開示決定等の期限の延長を行わず、令和５年４月１０日付けで原処分を行っている。このことは、法の規定に反した不適切な措置であったと認められ、今後は適切な対応が望まれる。

５　本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、厚生労働省において別紙の２に掲げる文書を保有していると認められるので、これを特定し、調査の上、更に本件対象文書に該当するものがあれば、これを特定し、改めて開示決定等をすべきであると判断した。

（第３部会）

委員　稲山文男、委員　久末弥生、委員　芳仲美恵子

別紙

１　本件対象文書

令和３年特定月日に、厚生労働省と特定会社との間で契約された、「件名：『新型コロナウイルス感染症のワクチン広報プロジェクト』業務一式」に関する委託契約（以下「本件契約」という。）に基づいて、特定会社が「ワクチンの知見を有する外部有識者」とアドバイザリー契約を締結したことに関し、外部有識者の選定について厚生労働省と協議した際の資料、外部有識者の氏名・団体名がわかる資料、外部有識者とのアドバイザリー契約書、その他の本件契約に基づいてアドバイザリー契約を締結した外部有識者に関する資料一式。

２　新たに開示決定等をすべき文書

「新型コロナウイルス感染症　ワクチン広報プロジェクト」有識者（監修者）